

## 東近江行政組合消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例

昭和47年4月15日  
中部地域消防組合条例第16号

改正 昭和49年10月23日 条例第7号  
昭和51年10月28日 条例第4号  
昭和52年11月1日 条例第2号  
昭和58年9月5日 条例第3号  
昭和60年12月27日 条例第3号  
平成3年3月1日 条例第5号  
平成4年7月30日 条例第5号  
平成5年3月12日 条例第4号  
平成7年5月31日 条例第1号  
平成10年3月12日 条例第1号

(趣旨)

**第1条** この条例は、東近江行政組合に勤務する消防吏員に対する賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金の授与に関する事項を定めるものとする。

(賞じゅつ金授与の要件)

**第2条** 管理者は、消防吏員が消防業務に従事するにあたって、一身の危険を顧みることなく、その職務を遂行し、そのため死亡し又は障害の状態となった場合においては、賞じゅつ金を授与することができる。

(賞じゅつ金の種類及び金額)

**第3条** 賞じゅつ金の種類及び金額は、次の各号のとおりとする。

(1) 殉職者賞じゅつ金は、490万円以上2,520万円以下とし、功労の程度によって定める。

(2) 障害者賞じゅつ金は、2,060万円以下とし、別表に定める障害の等級の区分ごとに功労の程度によって定める。

(殉職者特別賞じゅつ金)

**第3条の2** 管理者は、消防吏員が災害に際し、命を受け、特に生命の危険が予想される現場へ出動し、生命の危険を顧みることなく、その職務を遂行し、そのため死亡し、その功労が特に抜群と認められる場合においては3,000万円の殉職者特別賞じゅつ金を授与することができる。

2 殉職者特別賞じゅつ金を授与する場合は、第2条の規定による賞じゅつ金は、授与しない。

(授与の対象)

**第4条** 殉職者賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金は、殉職者の遺族に授与するものとし、その遺族の範囲及び授与される順位等は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「政令」という。）第9条及び第9条の3第2項の規定の例による。

（賞じゅつ金額の裁定）

**第5条** 第3条に規定する賞じゅつ金の功績の程度による金額の裁定は、管理者の承認を得て、任命権者が認定する。

（規則への委任）

**第6条** この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

**付 則**

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

**付 則**（昭和49年10月23日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

**付 則**（昭和51年10月28日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

**付 則**（昭和52年11月1日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

**付 則**（昭和58年9月5日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

**付 則**（昭和60年12月27日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

**付 則**（平成3年3月1日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

**付 則**（平成4年7月30日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

**付 則**（平成5年3月12日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

**付 則**（平成7年5月31日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

**付 則**（平成10年3月12日条例第1号）

第7編 業務 (東近江行政組合消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

障 害 者 賞 じ ゅ つ 金

障 害 の 等 級	功 労 の 程 度 に よ る 支 給 額	
第 1 級	20,600,000円以下	4,900,000円以上
第 2 級	15,500,000円以下	4,600,000円以上
第 3 級	13,600,000円以下	4,100,000円以上
第 4 級	12,100,000円以下	3,600,000円以上
第 5 級	10,300,000円以下	3,100,000円以上
第 6 級	9,000,000円以下	2,800,000円以上
第 7 級	7,600,000円以下	2,300,000円以上
第 8 級	6,400,000円以下	1,900,000円以上
第 9 級	4,500,000円以下	1,350,000円以上
第 10 級	3,750,000円以下	1,250,000円以上
第 11 級	3,000,000円以下	1,100,000円以上
第 12 級	2,300,000円以下	1,000,000円以上
第 13 級	1,800,000円以下	850,000円以上
第 14 級	1,250,000円以下	650,000円以上

備考

- 1 障害の等級は、政令別表第3に定める障害の等級による。
- 2 障害の等級及び金額の決定については、政令別表第6条第2項から第6項 (第6項第2号を除く。) までの規定の例による。